

基金情報

No. 118 平成23年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成23年度・主要事業概況

事 項	10月末数	対前月増減数	事 項	10月末数(累計)
事業所数(件)	230	0	年金掛金	調 定 額 (円) 887,378,958
加入員数(人)	男子 4,321	-5		取 納 額 (円) 878,136,550
	女子 2,154	-6	取 納 率 98.96%	
	計 6,475	-11	事務費掛金調定額(円) 36,101,298	
平均標準給与月額(円)	男子 341,151	318	資産運用	信託資産額(時価) 226億5,057万円
	女子 227,884	-136		修正総合利回り -6.39%
	計 303,471	207		ベンチマーク差 -0.87%
受給者数(人)	6,291	-4	慶弔金の支給件数・金額	51件82万円
平均年金額(円)	515,403	874	年金相談件数	570件

適用関係

電子媒体での届出について(厚生年金保険・健康保険組合・厚生年金基金)

現在、適用関係の手続は事業主・担当者の利便性向上のため、「紙」だけでなく「電子媒体」での届出もできるようになっており、賞与支払届や算定基礎届のように、定期的に大量の届出を必要とするものは電子媒体申請により事務負担が大幅に軽減されます。今まではFD・MOによる届出のみ受け付けておりましたが、平成23年12月から新たにCD・DVDでの届出も可能になりました。電子媒体申請をお考えの事業所は是非この機会にご活用ください。また、すでにFD・MOでの申請をご利用の事業所はCD・DVDへの変更をご検討ください。

FD・MOでの届出について

FD・MOによる届出は、平成23年12月以降も引き続きご利用いただくことができますが、FDの生産中止等の状況から今後取り扱いが終了となる可能性もあります。FD・MOご利用の事業所は各所で今後の取り扱い状況を随時ご確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 電子媒体申請の流れ ■

電子媒体による届出を行う際には、事前に特別な手続等をしていただく必要はありません。電子媒体による届出までの流れは以下のようになっています。

①日本年金機構HPより届書作成プログラムをダウンロード、または自社作成の届出システムを用意

(自社作成の届出システムの場合は日本年金機構HP掲載の「磁気媒体届書作成仕様書」規定のものを使用)

届書作成プログラムのダウンロードなど詳しい方法は日本年金機構HPをご参照いただくか、管轄の年金事務所へお問い合わせください。 日本年金機構HP→<http://www.nenkin.go.jp/index.html>

②各種データの入力・保存

算定基礎届や賞与支払届の場合、年金事務所に依頼すれば、届出入力に必要な基本データ(事業所及び被保険者の氏名等)が収録されたCDが提供され、提出用CDとしてもご利用いただけます。

※平成23年11月送付分より年金事務所からの送付媒体が、FDからCDに変更になりました。

③提出用電子媒体・磁気媒体届書総括票作成

磁気媒体届書総括票は事業主印の押印が必要になります。

④電子媒体と総括票を各所へ提出

電子媒体での届出が可能なのは「資格取得届」「資格喪失届」「月額変更届」「算定基礎届」「賞与支払届」「住所変更届」の6種類になります。このうち算定基礎届と賞与支払届には磁気媒体届書総括票だけでなく、紙による届出と同様に「算定基礎届総括表」「賞与支払届総括表」がそれぞれ必要になります。

◆電子媒体による受付を行っているかどうかは各所によって対応が異なります。今号に掲載の内容は主に年金事務所及び基金のものになります。健康保険組合に電子媒体での届出をされる際には、取り扱い状況をご確認の上、ご利用ください。

◆届出の方法は事業主の任意となっております。上記6種類の届を紙で届け出るか電子媒体で届け出るかは、その時々で使い分けることができます。

お知らせ

12月に賞与支払予定でFDによる加入員データを希望している事業所には、基金より11月17日付で賞与データFDをお送りしております。すでにFDが使用できない環境の場合には早急に基金までご連絡ください。また、当基金では賞与・算定届の作成方法を「エクセルデータを提出し、基金での届出または磁気媒体の作成を依頼」にされている事業所へは、ご希望により加入員データFDをお送りしておりましたが、FDの生産中止等に伴い、平成24年度から送付媒体をCDに変更いたします。今後、加入員データをCDではなくメールでご希望される場合は、当基金へメールアドレスをご連絡ください。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 11月分の掛金納入期限は、平成24年1月4日となりますので、ご協力お願いいたします。**

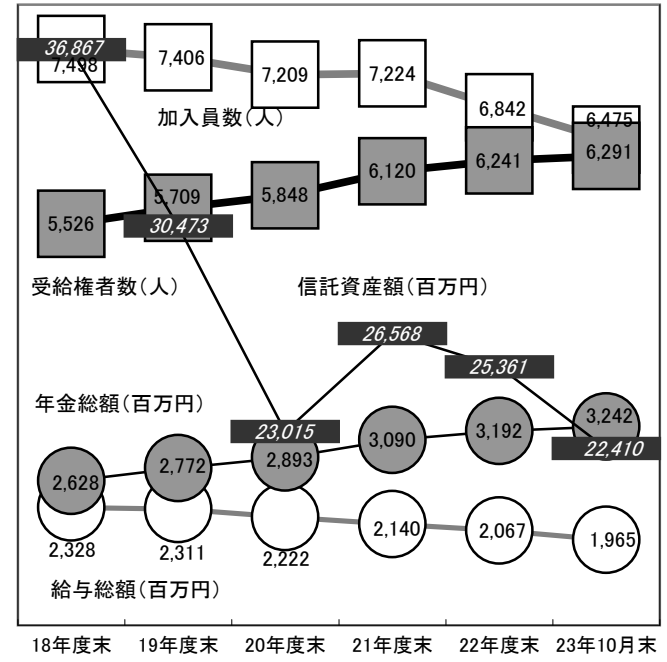
設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	(株)マルエイ	縣 直紀 氏	H23. 8. 24

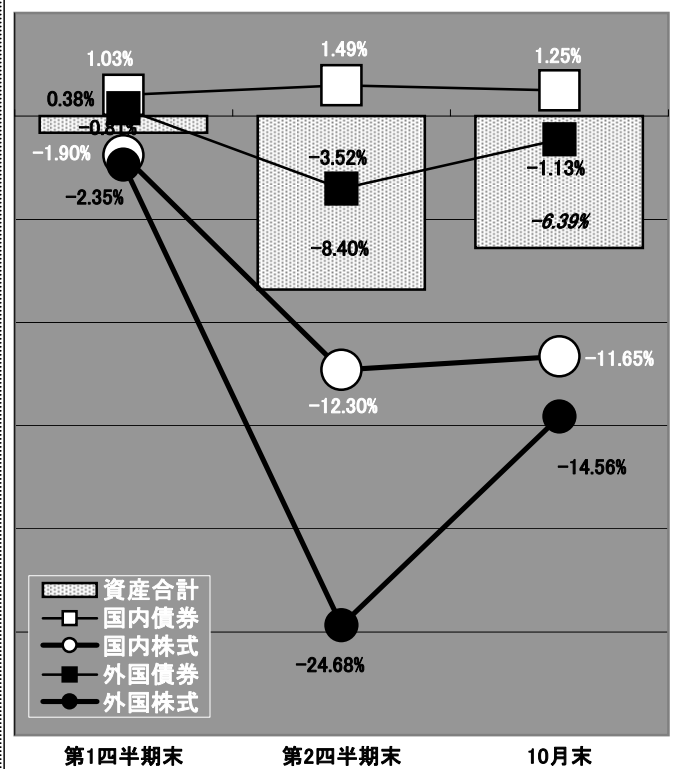
年末年始の業務日程のお知らせ

- 【年 内】平成23年12月28日(水)まで
- 【年 始】平成24年 1月 4日(水)より通常業務

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます
当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

12月の予定

- 8日 財政運営委員会・年金資産運用委員会(ガラス会館)
- 15日 告知書(11月分)発送
- ※12月分の適用関係書類の切は1月5日です。**